

栄養表示について

注 平成27年4月1日に食品表示法施行されたことから、
資料中の(案)を取ってご活用ください。
また、現行は旧に読み替えてください。

(公社)日本栄養士会
専務理事 迫 和子

栄養成分表示検討会(平成22年12月～23年7月 8回 消費者庁)

食品表示一元化検討会(平成23年9月～24年8月 12回 消費者庁)

食品表示法(平成25年6月28日法律第70号)

消費者委員会食品表示部会

栄養表示に関する調査会(6回)
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会(5回)
加工食品の表示に関する調査会(8回)

食品表示基準(案)

パブリックコメント

通知、Q&A、ガイドライン(平成27年3月)

食品表示法施行(平成27年4月1日)

栄養表示の義務化施行(5年以内)

食品表示基準
(平成27年3月20日公布、
食品表示法施行日より施行)

経過措置:5年

食品表示法の概要

平成27年3月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

- 食品表示基準の策定・変更

～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
- ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
- ⇒ 内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
- (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
- (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールとの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
- ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

食品表示基準の策定方針 ―現行 58 本の基準を 1 本に統合―

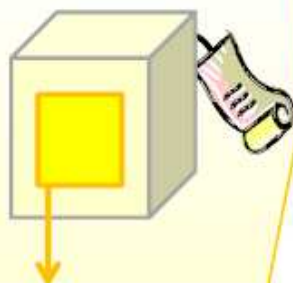
●消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲（食品、事業者等）については変更しない
 - ・ 例外として、食品衛生法と J A S 法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい項目立てとする
 - ・ 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
- 3 2 の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品^(※)に係る表示（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの）の見直し

※ 一般的にアレルギーを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルギーを含むことが理解できると考えられてきたもの（例：マヨネーズ（卵）、パン（小麦））

栄養表示 —健康増進法から食品表示法へ—

販売に供する食品について、栄養成分の含有量の表示や、「〇〇ゼロ」、「〇〇%カット」などの栄養強調表示、栄養成分の機能を表示する場合には、健康増進法に基づく栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。



栄養成分表示
1袋(75g)当たり

エネルギー	390kcal
たんぱく質	5.3g
脂質	19.1g
炭水化物	49.1g
ナトリウム	311mg

＜適用対象＞
容器包装及び添付文書

＜適用の範囲＞
販売に供する食品（専ら営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く。）

① 栄養成分表示（栄養表示基準第2条～第4条）

＜栄養成分表示をする際の必要表示事項＞

1. 100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位当たりの熱量及び主要な栄養成分の量（一般表示事項という。）を表示。

＜任意表示事項＞

2. 以下の成分については、栄養表示基準に表示の基準が定められている。

- 13のビタミン・11のミネラル
- 飽和脂肪酸
- コレステロール
- 糖類（単糖類又は二糖類であって糖アルコールでないもの）

- (ビタミン) ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸
- (ミネラル) 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン

3. 栄養表示基準で定められていない成分も、科学的根拠に基づく限り、任意に表示して差し支えない。

- コラーゲン
- ガラクトオリゴ糖
- ポリフェノール など

② 栄養強調表示（栄養表示基準第5条～第10条）

栄養強調表示をする場合は、栄養表示基準に定める事項を遵守するとともに、一般表示事項を表示しなければならない。

- 絶対表示（高～、～含有、～ゼロ、～控えめ等）
- 相対表示（～倍、～%カット等）

③ 栄養成分の機能表示（栄養表示基準第2条）

17種類のビタミンやミネラルについては、栄養成分の機能の表示をすることができる。
この場合には、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。

義務化

- 熱量(エネルギー)
- たんぱく質
- 脂質
- 炭水化物(糖質及び食物繊維でも可)
- ナトリウム

モリブデン

食品表示法に基づく栄養表示について

4 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者^(注3)に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け

【義務】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示^(注4)）

【任意（推奨）】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意（その他）】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

^(注3) ①消費税法第9条に規定する小規模事業者（課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者（当分の間は、課税売上高が1000万円以下の事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者））、②業務用食品を販売する事業者及び③食品関連事業者以外の販売者は、栄養成分の量を表示しなくともよい。

（「食品表示基準について」平成27年3月30日消食表第139号より抜粋）

中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模事業者の判断基準は、当該事業年度の前年度事業において常時使用した従業員数が最多となった時点での数とし、当該事業年度の前事業年度の従業員数が20人（略）である場合は、当該事業年度は栄養成分表示を省略できる。また、当該事業年度中に従業員数が20人又は5人を超えた場合は、翌年度は、原則として栄養成分表示の省略は認められないが、翌年度の開始日から6か月間は栄養成分の表示を省略できる。

各栄養成分の表示の在り方について

【考え方(案)】

・新基準における栄養成分の表示の在り方については、次の3点を勘案して決定する。

- ①消費者における表示の必要性(国民の摂取状況、生活習慣病との関連、等)
- ②事業者における表示の実行可能性
- ③国際整合性

具体的には、①から③の全ての観点を満たす場合は義務、①の観点を満たす場合は推奨*、①の観点を満たさない場合は任意の表示項目とする。

*推奨とは、全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。
(任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。)

【新基準(案)】

基 準

義 務		エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
任 意	推 奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、トランス脂肪酸、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
エネルギー 義務	○エネルギーは食事の内容を評価する最も基本的な指標であり、適正体重を維持(肥満・やせを予防)するためにも必要な情報である ¹⁾ 。 ○健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである ¹⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ○合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していると考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、エネルギーバランスの達成、総脂質の摂取低減、食塩の摂取低減が推奨されている。	100%
たんぱく質 脂質 炭水化物 義務	○エネルギーの質を評価するためには、エネルギー源となる三大栄養素(たんぱく質、脂質、炭水化物)に関する情報も必要である。 ○健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである ¹⁾ 。			100%
ナトリウム 義務	○ナトリウム制限は、高血圧の予防のために意義が大きい。 ○国民の7割以上が、目標量以上を摂取している ²⁾ 。 ○健康・栄養政策として重要度が高く、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである ¹⁾ 。			100%

表示義務化に向けて、○は支持要因

(栄養成分表示調査会資料:消費者委員会ホームページより)

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
飽和脂肪酸 	○摂取量が少なくても多くても、生活習慣病のリスクを高くすることが示唆されている。 ○国民のうち、目標量の範囲を外れる人が半数近く存在している ²⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、飽和脂肪酸の摂取低減や不飽和脂肪酸への切替が推奨されている。	67%
食物繊維 	○食物繊維の摂取不足は、生活習慣病(特に心筋梗塞)の発症に関連すると報告されている。 ○国民の半数以上が、目標量を摂取できていない ²⁾ 。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。 ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	95%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

(栄養成分表示調査会資料:消費者委員会ホームページより)

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
糖類 	●日本人の摂取量が十分に把握されておらず(日本人における科学的根拠が乏しい)、食事摂取基準が示されていない ⁵⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、遊離糖類の摂取低減が推奨されている。	0%
トランス脂肪酸 	●日本人の大多数のトランス脂肪酸摂取量は、WHOの目標(総エネルギー摂取量の1%未満)を下回っており、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる ⁶⁾ 。 ○脂肪の多い菓子類や食品の食べすぎなど偏った食事をしている場合は摂取量が高くなる可能性があると考えられ、食事摂取基準 ⁵⁾ では、工業的に生産されるトランス脂肪酸は、すべての年齢層で少なく摂取することが望まれるものとしている ¹⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ において、「摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では表示を検討すべき」とされている。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、トランス脂肪酸の排除が推奨されている。	0%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

(栄養成分表示調査会資料:消費者委員会ホームページより)

新基準(案)	消費者における必要性	事業者における 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
コレステロール 任意	●国民のうち、摂取量が目標量を外れる人は少ない ²⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。 ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	97%
その他 (ビタミン類、ナトリウムを除くミネラル類) 任意	●生体の機能の維持に欠かせない成分であるが、バランスのよい食生活をしていれば、欠乏症等のリスクは小さいと考えられる。 ●栄養成分を強化、添加したことを謳う食品等については、現行どおり含有量表示を必須とする必要があると考えられるが、全ての食品にとって義務的に表示が必要な情報とは言い難い。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。(義務表示の場合も、一部の成分のみ。) ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	ビタミン 27%~100% ミネラル 27%~100%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

- 1) 消費者庁：栄養成分表示検討会報告書(平成23年)
- 2) 消費者庁：第5回栄養成分表示検討会資料
- 3) コーデックス委員会：栄養表示に関するガイドライン(CAC/GL 2-1985, 2012年改訂)

- 4) WHO：「食事、身体活動、健康に関する世界戦略」(2004年)
- 5) 厚生労働省：日本人の食事摂取基準(2010年版)
- 6) 食品安全委員会：「食品に含まれるトランス脂肪酸」評価書(平成24年)

(栄養成分表示調査会資料：消費者委員会ホームページより)

ナトリウムの表示方法について

【背景】

栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日・消費者庁)において、「『ナトリウム』と表示することは科学的に正確であるが、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深い。消費者の理解しやすさという観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである。」とされている。

(参考)食塩相当量(g) = ナトリウム量(mg) / 1,000 × NaCl(58.5) / Na(23) ≒ ナトリウム量(mg) / 1,000 × 2.54

【考え方(案)】

- ・「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」という食品表示法の目的を踏まえ、ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」とする。
- ・コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインでは、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で『食塩』として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されているが、食品中のナトリウムは、食塩(NaCl)以外の形態で存在していることがあるため、「食塩」ではなく「食塩相当量」と表示することが適当である。

(参考)厚生労働省の推進する健康栄養施策は「食塩(食塩相当量)」が基本とされており、例えば、「日本人の食事摂取基準」の目標量は、「食塩相当量」として設定されているほか、健康日本21(第2次)の目標として、「食塩摂取量の減少」が掲げられている。

＜新基準(案)のポイント＞

ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。

栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する。ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示することができるものとし、その場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。

栄養表示の対象食品(まとめ)

		加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
新基準(案)	義務	○*1	×	○*1
	任意	○	○	○
現行基準	任意	○	△ (鶏卵)	×

○対象、△一部対象、×対象外
注) 特別用途食品を除く。

以下に該当する食品は表示義務を免除する。

- ① 栄養の供給源としての寄与の程度が少ないもの (ア又はイをのいずれかを満たすもの)
 - ア 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムのすべてについて0と表示することができる基準を満たしている場合
 - イ 一日に摂取する当該食品由来の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量及び熱量が、社会通念上微量である場合)
- ② 加工食品の原材料として使用される食品
- ③ 酒類
- ④ 小包装食品
- ⑤ 極短期間でレシピが変更される食品 (ア又はイをのいずれかを満たすもの)
 - ア 日替わり弁当(サイクルメニューを除く)等、レシピが3日以内に変更される場合
 - イ 複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの(例: 合挽肉、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合しているため都度原材料が変わるもの)

食品表示法に基づく栄養強調表示について

5 栄養強調表示に係るルールの改善

(1) 相対表示（コーデックスの考え方を導入）

- ・ 低減された旨の表示をする場合（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示をする場合（たんぱく質及び食物繊維）には、基準値以上の絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差^(注5)が必要（栄養強調表示をするための要件の変更）
- ・ 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類）には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差（固体と液体の区別なし）が必要（絶対差の計算方法の変更）

(2) 無添加強調表示（コーデックスの考え方を導入。新規）

食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

^(注4) ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができる。この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。

^(注5) ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。

栄養強調表示

すべての成分値は分析値

栄養強調表示では、その欠乏や過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分について、補給や適切な摂取ができる旨の表示をする際の基準を定めている。

栄養強調表示

補給ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その**欠乏**が国民の健康の保持増進に影響を与えるもの（健康増進法施行規則第11条第1項）

○栄養成分が**多いことを強調**する場合の表示の基準

栄養強調表示の種類	高い旨	含む旨	強化された旨
	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値以上		・比較対象商品との成分量の差が食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値以上 ・ 強化された量(割合) を明記
強調表示の表現例	高○○ △△豊富 ××多く含む	○○含有 △△源 ××入り	○○30%アップ △△2倍
該当する栄養成分 (内閣府令第19条第1項)	たんばく質、食物繊維、亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、葉酸		

適切な摂取ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その**過剰な摂取**が国民の健康の保持増進に影響を与えるもの（健康増進法施行規則第11条第2項）

○栄養成分が**少ないことを強調**する場合の表示の基準

栄養強調表示の種類	含まない旨	低い旨	低減された旨
	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値未満	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値以下	・比較対象商品との成分量の差が食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで 規定された基準値以上 ・ 低減された量(割合) を明記
強調表示の表現例	無○○ △△ゼロ ノン×× ☆☆フリー	低○○ △△控えめ ××ライト	○○30%カット △△～gオフ ××ハーフ
該当する栄養成分	熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

(栄養成分表示調査会資料：消費者委員会HPより一部改変)

相対表示について

	現行	新基準案
低減された旨の表示 (熱量、脂質、飽和脂肪酸、 コレステロール、糖類、ナトリウム)	・「低い旨」の基準値以上の絶対差 ※「しょうゆに係る特例」あり	・「低い旨」の基準値以上の絶対差 ・ <u>25%以上の相対差</u> ※「しょうゆに係る特例」 <u>廃止</u>
強化された旨の表示 (たんぱく質、食物繊維)	・「含む旨」の基準値以上の絶対差	・「含む旨」の基準値以上の絶対差 ・ <u>25%以上の相対差</u>
(ミネラル類(ナトリウムを除く)、ビタミン類)	・「含む旨」の基準値以上の絶対差 (栄養素等表示基準値の15%(固体100g)もしくは7.5%(液体100ml)または5%(100kcal当たり))	・栄養素等表示基準値の <u>10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)</u>

※下線部は現行基準からの変更箇所

○ 今後、ナトリウムを25%低減した場合の「みそ」及び「しょうゆ」の保存性や品質の保持について、農林水産省及び関係業界から更に情報を得た上で、本特例の適用の可否について検討



(注5) ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。

(栄養成分表示調査会・食品表示部会資料を一部改変：消費者委員会ホームページより)

コーデックスにおける無添加強調表示の規定について

＜糖類無添加の規定＞ ※2012年にガイドライン(CAC/GL 23-1997)に追加

- ・食品への糖類無添加に関する強調表示は、次の条件が満たされた場合に行うことができる。
 - (a) その食品にいかなる糖類も添加されていないこと(例: ショ糖、ブドウ糖、ハチミツ、糖蜜、コーンシロップ等)
 - (b) その食品が糖類を使用した原材料を含んでいないこと(例: ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片等)
 - (c) その食品が添加糖類の代用として糖類を含む原材料を含んでいないこと(例: 非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等)
 - (d) その他の何らかの方法により、その食品自体の糖類含有量が原材料に含まれる量を超えて増加していないこと(例: デンプンを加水分解して糖類を放出させる酵素の使用)

＜ナトリウム塩無添加の規定＞ ※2013年にガイドライン(CAC/GL 23-1997)に追加

- ・食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示(食塩無添加を含む)は、次の条件が満たされた場合に行うことができる。
 - (a) その食品が添加されたナトリウム塩を含まないこと。これには塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウムを含むがこれらに限定されない。
 - (b) その食品が添加ナトリウム塩を含む原材料を含んでいないこと。これにはウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソースを含むがこれらに限定されない。
 - (c) その食品が添加食塩の代用となるようなナトリウム塩を含む原材料を含んでいないこと。これには海藻を含むがこれに限定されない。

2012年第41回コーデックス食品表示部会において、我が国としては、海藻は食塩添加の代替としてではなく、むしろ食物繊維やカリウムの供給源として長年摂取されてきたことを挙げ、海藻の使用をナトリウム塩無添加表示不可の対象とすべきではないとの反対意見を示した。

この結果、海藻については、使い次第では(添加食塩の代用として使用しない場合には)、原材料に含まれていてもナトリウム塩無添加表示が可能であることが同部会において確認された。

「0(ゼロ)」とすることができる規定について

【背景】

現行の栄養表示基準では、規定された分析方法によって得られた当該食品100g(100ml)当たりの当該栄養成分の量又は熱量が別表第2の第5欄に掲げる量に満たない場合は、0とすることができる。

(例)

栄養成分表示 (100g当たり)	
熱量	45kcal
たんぱく質	1g
脂質	0g
炭水化物	10g
ナトリウム	30mg

【考え方(案)】

- ・「0(ゼロ)」と表示された成分について、分析方法の定量下限や栄養的に意味がない量であること等を踏まえれば、0(ゼロ)表示を撤廃することは困難と考えられる。
- ・諸外国の栄養表示制度でも、栄養的に意味のない量(含まれていないと解釈しても差し支えない量)については、「0(ゼロ)」と表記できる規定を設けていることから、現行どおりとする。

栄養表示基準 別表第2	
第1欄	第5欄
たんぱく質	0.5g
脂質	0.5g
飽和脂肪酸	0.1g
コレステロール	5mg
炭水化物	0.5g
糖質	0.5g
糖類	0.5g
ナトリウム	5mg
熱量	5kcal

【新基準(案)】

栄養成分の量及び熱量を「0(ゼロ)」とすることができる規定については、現行どおりとする。

新たに強調表示とみなす事項の検討について

【背景】

- ・現行の栄養表示基準では、販売に供する食品に次の表示をする場合、強調表示の基準が適用される。

「高い旨」:「高」、「多」、「豊富」等

「含まない旨」:「無」、「ゼロ」、「ノン」等

「含む旨」:「源」、「供給」、「含有」、「入り」、「使用」、「添加」等

「低い旨」:「低」、「ひかえめ」、「少」、「ライト」、「ダイエット」等

「強化された旨」:「～倍」等

「低減された旨」:「～%カット」等

【課題等】

- ・消費者調査の結果、「たっぷり」「入り」といった現行の栄養表示基準の強調表示に該当する文言の他、大きい文字や色により目立たせた表示等も栄養強調表示とみなす者が半数程度認められた。(25頁参照)

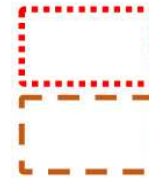
【考え方(案)】

- ・食品の容器包装の形態は様々であるため、文字の大きさや色に関する規定を一律的に設けることは困難である。ただし、強調表示の基準を満たさずに文字の大きさや色等で目立たせた表示は、消費者に強調表示と理解される可能性があるため、強調表示の基準を満たしていないにもかかわらず、このような表示をすることは望ましくない旨をQ&A等で示すこととする。
- ・「食品〇個分」という表示については、当該食品の代表的な量を示すことが困難なことから、引き続き基準は設けないこととし、事実に基づいたものである限り、販売者の責任で任意に表示するものとして扱う。

【新基準(案)のポイント】

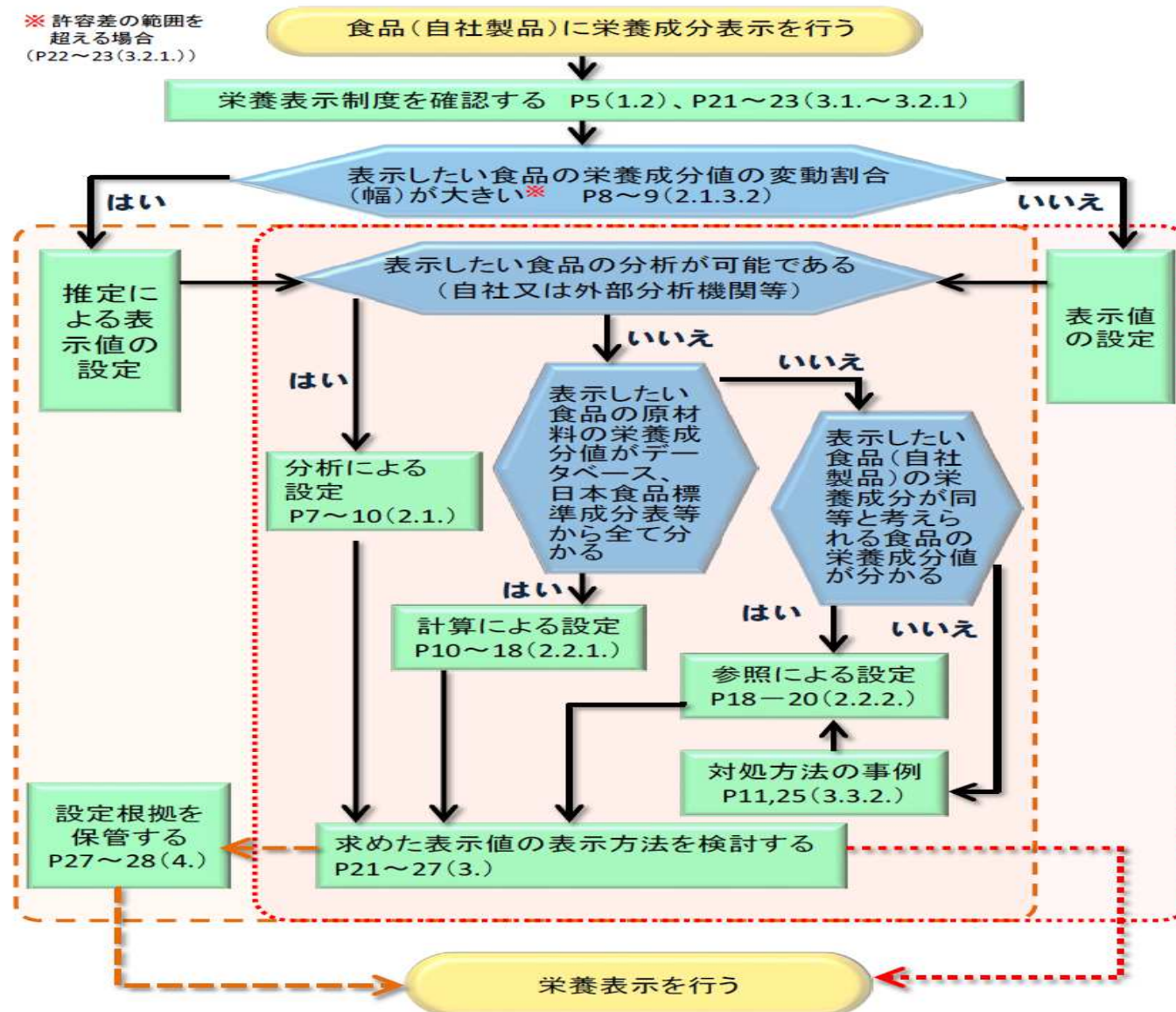
文字の大きさや色等による強調表示の基準は設けない。(現行制度から変更なし)

栄養成分表示値の設定



表示した食品の栄養成分値の変動の割合が小さい場合
表示した食品の栄養成分値の変動の割合が大きい場合

※ 許容差の範囲を
超える場合
(P22～23(3.2.1.))



10 表示レイアウトの改善

- (1) 表示可能面積がおおむね30 cm²以下の場合、安全性に関する表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」)については、省略不可
- (2) 表示責任者を表示しなくてもよい場合(食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合)には、製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入者にあつては、輸入業者の氏名又は名称)も省略不可
- (3) 原材料と添加物は、区分を明確に表示

11 経過措置期間

経過措置期間(食品表示基準の施行後、新基準に基づく表示への移行の猶予期間)は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。

(「食品表示基準について」平成27年3月30日消食表第139号より抜粋)

1 経過措置期間中は、一定の期間(中略)、食品表示基準に基づく表示と、(中略)旧基準に基づく表示が混在することになる。

2 新旧表示の混在については、1つの食品の表示の中で一部の表示事項のみ食品表示基準に基づく表示を行い、残りの表示事項は旧基準に基づく表示を行うと、新旧どちらの基準に基づく表示であるかを消費者が判別できず、混乱を生じる恐れがある。(例:略)

そのため、**原則として1つの食品の表示の中での食品表示基準と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認めないこととする。**

おわりに

超高齢社会を迎えた日本では、総人口1億2千万人のうち高血圧症者が4000万人、糖尿病者が予備軍も含めて2050万人を数え、まさに国民病といっても過言ではない状態になっています。

これらの疾病は、栄養補給のあり方がその発症や進行、重症化、早世に大きく影響することから、エネルギーや食塩の摂取等、日々の栄養・食生活の管理が 重要になります。

そういう中で、学校給食を中心とした栄養教育がなされてきた成果として、栄養に関する国民の知識レベルは高く、近年の健康ブームも加わり、消費者の健康や栄養への関心は非常に高まっています。

一方で、加工食品にあってはその製造技術等の進化により、事業者からの情報提供以外でその栄養成分を知ることは不可能に近いことから、栄養表示が一層重要であります。

食品の栄養表示は、消費者の一人ひとりが健康状態や生活状況等を踏まえて自主的かつ合理的な食品選択をするための情報源として重要ですし、生活習慣病という中・長期的健康リスクを回避するための方策として栄養表示の活用が有効なことから消費者の安全確保のためにも役立つものです。

事業者の方へ：適正な栄養表示の実施
消費者の方へ：栄養表示の活用